

令和元年5月定例教育委員会会議録

1. 開催日時 : 令和元年5月29日(水) 9時00分から10時22分まで
2. 会場 : 臼杵市役所 臼杵庁舎3階 301会議室
3. 出席委員 : 教育長 齋藤 克己
教育長職務代理者 垂井 美千代
委員 渡辺 義弘
委員 安東 雅幸
委員 神田 岳委(欠席)

4. 出席職員

教育次長兼教育総務課長	甲斐 尊	学校教育課長	後藤 徳一
社会教育課長	大戸 敏雄	文化・文化財課長	川野 徳明
学校給食課長	安東 信二	教育総務課総括課長代理	麻生 幸誠
学校教育課総括課長代理	瀧澤 愛	社会教育課総括課長代理	安藤 隆文
文化・文化財課総括課長代理	神田 高士		
教育総務課主査	米木 淳子	教育総務課主事	加藤由梨花

5. 傍聴人 木村 公治

1. 開会宣言

(事務局)

開会に先立ちまして、本日の出席者の報告を行います。本日、欠席者1名で、出席者が過半数に達しましたので、臼杵市教育委員会会議規則第3条の規定により本会は成立となりました。以上、報告いたします。

(教育長)

開会に先立ち、ここで事前に皆さんにお諮りいたします。本日の委員会について、1名の方から、会議を傍聴したいという申し出があります。傍聴に関しては、臼杵市教育委員会会議傍聴規則第2条の規定により、どなたでも教育長の許可を受ければ傍聴できることになっています。

傍聴は、教育長の許可制ですが、教育委員皆さんの了解があれば許可するということにし

たいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員 許可)

それでは、傍聴を許可することいたします。

(傍聴者 入場)

これより臼杵市教育委員会、令和元年5月定例会を開催致します。本日の委員会の会期は、本日限りといたします。次に、会議録署名委員に、垂井委員と渡辺委員の2名を指名致します。

今回の日程のうち、報告第8号の「専決処分の承認を求めることについて(教職員(小・中学校)の内申について)」と、第18号議案「令和元年度補正予算(6月定例会市議会)について」の2つを非公開としたいので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」に基づき、採決を行います。賛成の委員は挙手をお願いします。

(委員 挙手あり)

3分の2以上の挙手がありましたので、公開しないこととします。

2. 教育長報告

(教育長)

それでは、次第に沿って、2の教育長報告をいたしたいと思います。

5月は、子供が犠牲になる悲惨な事件がありました。防ぎようがない事故、考えられないような事件が多く、どのように取り組んだらよいか考えさせられる5月だったと思います。

10連休が明けて、特に大きな事件、事故等はなく始まりました。

8日 ・小学校修学旅行1班

9日 ・小学校修学旅行2班

15日 ・小学校修学旅行3班

16日 ・小学校修学旅行4班

4日に分けて小学校の修学旅行がありました。天気も良く、無事に帰ってこられたようです。

13日 ・大分県租税教育推進協議会総会

事業報告と今年度の計画についてということで、研究委嘱校として宇佐市和間小から今年度と来年度の取組みの説明がありました。

・定例校長会

令和元年ということもあり、今取り組んでいる基礎実態教育についての考え方を整理してお話ししました。現在、ICTの発展、AI等色々と変わっていく時を迎えています。特に少子化、学校施設の老朽化等を考えると、学校の統廃合も考えていく必要があると思います。新しい学習指導要領も始まり、私自身今目指すのは、小中一貫校で取り組んでいきたい。さらに進めて、中高一貫教育を進めていきたいということも話しました。これから目指す教育をみんなで考えていこうということで、学校長にもアイデアがあれば出してほしいという話をしました。

15日 ・放課後子ども教室連絡会

指導者、サポーターに集まっていただき、打ち合わせを行いました。本日、5月29日から開始となります。

17日 ・人材育成市民連携会議

高校のそれぞれの取り組みと共に県への要望についてです。6月26日に県の教育長へ議長、県議等々と要望に行きたいと考えています。

21日 ・亀城学園入学式

今年は新入生が34名です。少しずつですが減ってきている印象です。

22日～24日

・全国都市教育長協議会富山大会

23日に全大会と分科会があり、分科会は学校教育に入りました。臼杵市も小規模校があるため、三重県四日市市と富山県南砺市の取り組みが参考になるかと思いました。南砺市は小さい学校が多いということですが、面積が広く山もあり、統合してもスクールバスの配置が難しいとのことで、ICTを活用して遠隔の授業をしていこうと平成27年から取り組んでいるそうです。

24日に分野別研究発表ということで、埼玉県入間市より「すべての子どもたちの自立支援をめざして」ということで発表がありました。小中一貫サポーターの配置の仕組みを作ったり、発達障害のある子を乳幼児期から対応していこうと、幼稚園、保育園との連携をしているとのことで、臼杵市も参考になると思いました。

26日 ・野津中体育祭

当初19日の予定でしたが雨で延期になりました。

28日 ・県教育委員会連合会理事会・総会

①教育長の職務代理の扱いについて協議がありました。各市町村にアンケートを取りましたがまとまらず、各自治体の呼称に任せるということで九州の教育委員会に大分県の提案として出したいとのことです。

②今年、九州地区の教育委員会研修大会が大分で8月1日、2日に開催されます。毎年大会があると報告書を作りますが、見る方も少ないので大分の大会以降

は作成しないこととしたいと提案があり、総会の中で了承されました。

③文科省の学校教育官より支援学習指導要領と道徳教育について説明がありました。

・山内流理事会

今年度の遊泳所の開設はどうか等の協議がありました。7月21日(日)から8月11日(日)まで開設となり、卒業式を8月12日(月)にすることと決まりました。

30日 ・大分県危機管理研修会

31日 ・定例教頭会

・管内教育長会議

以上で説明を終わります。垂井委員から報告があればお願いします。

(垂井委員)

人権同和教育定期総会が野津公民館でありましたが、同和問題を含む全ての差別の解決、そしていじめ、虐待に気づき、許さない教職員集団が子供たちを育てていくのだというような熱意を感じました。

市P連の研修では、子供たちの健全な成長にどんなに家庭の役割が大きいかということと18の心の確認をしながら、学校と共に歩んでいこうということを感じさせる良い会だったと思います。新役員も決まりました。

教育委員会連合会の理事会総会で感じたことは、学校にとって教育課程を示されたとおりにやっていくのではなくて、あくまでも自分の学校の実態に合わせた教育課程に軽重をつけながらしっかり組んで、それを提示していくことが求められているということと、道徳教育の重要性、点数で評価ができない分、言葉で必ず評価をしていくということ、そのために教師が子供の実態を見ながら何を育てていくかで教材を選ぶことの重要性が厚い資料で示されて学ぶことができました。

人権同和も市P連も良いスタートだったと思います。令和になり、命が理不尽に奪われる、無抵抗で何もできない子供の命が大人によって奪われていくというのを考えたときに、どこかに教育の歪みというかそのようなものを感じます。何よりも教育の出発点、そして帰結点は「一人の命を大切に見つめていく、自分の命も人の命も」ということが全教育でなされなければいけないということが、軽くなっているのではないかとすることに少し憤りを感じる思いです。

3. 協議事項

(教育長)

これより「次第3.の協議事項」に入りますが、「報告第8号」に入る前に、傍聴者の

退場を命じます。

(傍聴者 退場)

それでは、次の「第19号議案」に入る前に、傍聴者の入場を許可します。

(傍聴者 入場)

それでは、第19号議案「臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会設置要綱の制定について」を説明します。

(学校給食課長)

第19号議案 臼杵市学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査委員会設置要綱の制定について

臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年臼杵市教育委員会規則第6号)第1条第2号の規定に基づき議決を求めるものです。理由としては、臼杵市学校給食センター調理等業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に際し、提案事業者から提案された内容を公平公正な立場で審査する委員会を設置する必要があるためです。昨年の1月の定例教育委員会でも説明しましたが、来年度の8月から給食センターの調理業務を民間に委託する予定です。民間の事業者を公平に選定するために設置要綱を定めたいと考えています。主な要綱の内容ですが、第1条は「公平公正な立場で審査する」ということで設定をしたいと考えています。委員会が行う主なものは、第2条、「(1)提案の審査に関すること。(2)委託事業者の候補者の選定に関すること。」となっています。第3条、「委員会は、委員長及び委員をもって組織する。」ということで、教育長が委員長となるようにしています。第3条の5項、「委員は次に掲げるものとし、市長が委嘱し、又は任命する。(1)識見を有する者。(2)職員のうちから市長が指名する者。」ということで、(2)の職員は、教育次長と財務経営課長を予定しています。そして、識見を有する者は、会計財務に詳しい民間の方と、食品衛生管理の立場から、中部保健所の食品衛生の専門の方を予定しています。今のところ、5名で委員会を組織するように考えています。あとは、委員の責務等書いており、委員会の会議は、「委員会は、委員長が召集し、原則非公開とし、その委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことができない。」ということで定めています。選定基準の案を事務局で作し、給食センターの運営委員会で意見を聞きたいと考えています。その意見を反映させて作った選定基準を選定委員会を開いて決定し、決定した上で7月上旬に市のホームページ等で公募をしたいと考えています。現場説明をして、7月まで公募期間を設け、事業者は締め切りまでに応募をしてきます。状況は9月の定例教育委員会でお知らせしたいと考えています。そして、第2回選定委員会を9月に開催して、選定の候補者を決定したいと考えています。選

定候補者が決まったら10月の定例教育委員会で報告したいと考えています。以上のような流れで業者を選定したいと考えており、そのための設置要綱を設定したいと考えています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(垂井委員)

「委員長は教育長」等、選定委員会のうちの何人かはもう決まっているということですよ。

(学校給食課長)

はい。

(教育長)

調理業務をしっかりと引き継ぐ必要があるため、早めに選定して、事前に調整をしていきたいと思います。

(安東委員)

「第2条(2)委託事業者の候補者の選定」というのは、いくつかを選ぶのではなく、委託業者は1つに決めるが、最終的に委託するのは市ということですよ。

(学校給食課長)

はい。

(教育長)

第19号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

(教育長)

次に、第20号議案の「消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を説明します。

(教育次長兼教育総務課長)

第20号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

の制定について

10月1日から消費税が税率8%から10%となることに伴い、地方公共団体が所有する行政財産については、その使用料及び手数料等について税率が引き上げられることとなっています。6月定例市議会において、市全体の行政財産に係る使用料、手数料等に係る消費税率引き上げに関する条例が提案されますが、今回お伝えするのは、その中で教育財産に係る、使用料、手数料の引き上げに係る条例です。教育総務課が所管するものですが、屋内運動場と教室及びその他の施設の使用料が対象となっています。現行、屋内運動場324円、教室及びその他の施設108円となっていますが、改正後は330円と110円となります。教育総務課関連は以上です。

(社会教育課長)

第25条 白杵市公会堂条例の一部改正、第26条 白杵市公民館条例の一部改正、第27条 白杵市野津吉四六ランド施設条例の一部改正、第28条 白杵市体育施設条例の一部改正、第29条 白杵山内流游泳所条例の一部改正、この5つの柱の改正を行うものです。

公会堂条例は、白杵市公民館の使用料条例についてです。公会堂条例と公民館条例と似たような名前のものがありますが、まず公民館と公会堂について説明をします。公民館は、社会教育法に位置付けられた社会教育団体に貸し出す場合です。社会教育団体というのは、公民館教室や体育協会、文化連盟、教育委員会等です。このような団体に貸し出す場合のルールが公民館条例となります。それに対し、公会堂条例は、社会教育団体以外の民間の会社がミーティングで部屋を使いたい場合等のルールとなります。料金は、公会堂条例が公民館条例の大体1.5倍くらいです。消費税の増税に伴って、公会堂については、ホールが1,620円から1,650円と変更になります。

続いて、野津吉四六ランドの施設条例です。陸上競技場では、時間使用料が540円に対し、改正後は550円となります。その他テニスコート等も約10円の値上がりとなります。

続いて、白杵市体育施設条例です。市民グラウンドは時間単位540円に対して、改正後は550円となります。

最後に、白杵山内流游泳所条例です。現行一人につき2,160円から、2,200円となります。以上社会教育課関係です。

(文化・文化財課長)

第22条 白杵市民会館条例の一部改正、第23条 旧丸毛家屋敷条例の一部改正、第24条 白杵市歴史資料館条例の一部改正です。

白杵市市民会館条例については、大ホール、小ホール、1階ホワイエ、2階会議室等について消費税分を上げた金額に変わるようになっています。事例としては、大ホールで平日9時～12時までの使用が現行17,380円のもの、改正後は、17,710円となります。

続いて旧丸毛家屋敷条例ですが、1日の使用料が現行1,080円のもの、改正後は1,

100円となります。

続いて臼杵市歴史資料館条例ですが、入館料について、320円が330円に変更になります。1人1回の入館について、160円のところがありますが、ここについては、消費税の改正があっても現行のままとなります。文化・文化財課からは以上です。

(教育次長兼教育総務課長)

補足があります。消費税については、一部報道等で延期をするのではないかとされており、仮に延期になった場合ですが、国の法律の附則で定めている施行期日の10月1日が〇年〇月と変わってくる場合があると思います。議案の中段に「附則」ということで、施行期日を書いています。これは、国の10月1日の施行期日に合わせて条例の施行期日を令和元年10月1日としていますが、仮に国会で施行期日が延ばされることがあれば、9月定例市議会において、この附則の日を変える改正が行われる段取りとなっています。その前に教育委員会としては、8月くらいに定例教育委員会で附則を変える条例の一部改正を提案する可能性があります。

それともう1点、消費税引き上げに伴い、教育委員会では消費税率の引き上げ前に工事等を急ぐようにしています。基本的に4月1日契約で、9月末までの工事、引き渡しが終わったものについては、消費税の引き上げ対象にはなりません。工事が10月以降となると完成した日時の消費税率となります。エアコンに代表されるように今、できるだけ9月いっぱいまで工事が終わるように進めています。その他、物品の購入についても9月いっぱいまで購入するようにしています。補足として説明します。

(垂井委員)

市民周知はどのようにするのですか。消費税が上がるから上がるというのはわかると思いますが、具体的に市民に周知はどのような形ですのですか。しなくてもよいのですか。

(教育長)

そういったことも含めて、6月議会で挙げるようにしています。おそらく、市報等を通じて周知するようになると思います。

今、甲斐次長より補足がありました。消費税の動向がありそうですが、それに応じた対応をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(垂井委員)

はい。

(教育長)

第20号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

(教育長)

次に、第21号議案の「臼杵市社会教育委員の委嘱について」を説明します。

(社会教育課長)

第21号議案 臼杵市社会教育委員の委嘱について

臼杵市社会教育委員を委嘱することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求めるものです。内容は、今年度5月31日付で任期を迎える臼杵市社会教育委員を、社会教育法第15条及び臼杵市社会教育条例第3条の規定に基づき、令和元年6月1日付で新たに委嘱するものです。13名を予定しています。任期については、令和元年6月1日～令和3年5月31日までの2年間です。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第21号議案 については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

(教育長)

次に、第22号議案の「臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について」を説明します。

(社会教育課長)

第22号議案 臼杵市公民館運営審議会委員の委嘱について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第13号の規定に基づき議決を求めるものです。これも社会教育委員と同様、令和元年5月31日で任期を終えるため、13名の方々に委嘱をするものです。任期については、令和元年6月1日～令和3年5月31日までの2年間です。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(垂井委員)

質疑という程でもありませんが、社会教育委員は男女のバランスが7：6に対して、審議会委員は、男性が3人、女性が10人だと思いますが意図的ですか。審議会委員は女性の方がよい等があるのでしょうか。

(社会教育課長)

条例で定められている委員については、いわゆる男女共同参画という視点から当課に限らず、どこの委員も男性が多い中で、各団体推薦の段階で是非女性の方をとということをお願いしています。結果的に社会教育委員とはバランスの差ができてしまっています。

(教育長)

第22号議案については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

(教育長)

次に、第23号議案の「臼杵市就学支援委員会委員の変更に伴う任命について」及び、第24号議案の「臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の変更に伴う任命について」を一括で説明します。

(学校教育課長)

第23号議案 臼杵市就学支援委員会委員の変更に伴う任命について

臼杵市就学支援委員会委員を任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき報告し承認を求めるものです。理由としては、臼杵市就学支援委員会委員が欠員となり、前委員の残任期間とする補欠委員を任命する必要があるためです。令和2年5月31日までの任命期間となっています。

第24号議案 臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員の変更に伴う任命について

臼杵市就学支援委員会調査部会調査委員を任命することについて、臼杵市教育長に対する事務委任規則(平成17年教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき報告し承認を求めるものです。理由としては、臼杵市就学支援委員会規則による委員を委嘱し、臼杵市就学支援委員会調査部会を開催する必要があるためです。

(教育長)

説明が終わりました。いずれも職員の異動等で委員が変わることに伴う任命です。質疑等

がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

第23号議案、第24号議案 については、承認してよろしいでしょうか。

(委員承認)

4. 学力向上について

(教育長)

続きまして、「4. 学力向上」に移ります。まず、「“臼杵っこ”中1統一テストについて」説明をします。

(学校教育課長)

“臼杵っこ”中1統一テストですが、先月4月11日に、各中学校の1年生を対象に小学校の学習内容を問うテストとして実施され、結果が届きましたので報告します。中学校別の結果で社会のみ1校、全国平均を超えられなかったという状況です。出身小学校別の集計をみると、国、数、英、理、社とも市全体の平均は、全国平均を上回ることができました。ただ、教科によっては、一部課題の見られる学校もありましたが、全体的には良好な結果であったのではないかと捉えています。また別の見方ですが、3か月前に小学校6年生を対象に行った、臼杵市基礎基本テストの結果を見ると、2校で全国平均を下回り、課題が見られました。しかし、今回の中学1年生のテストでは全国平均をわずかですが上回ることができたという状況です。改善が見られた要因として、臼杵市のテスト後に「学び残し0」のフォローアップキャンペーンを各学校で実施したこと、また春休みに、「臼杵っこ統一課題」というもので総復習を行ったこと、さらには3学期に大分教育事務所と臼杵市教委が課題の見られる学校に指導に入ったこと。これらのことを総合して、改善が見られたのではないかと分析しています。

(教育長)

説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(学校教育課長)

特別支援学級に在籍する児童生徒の数値は抜いています。

(教育長)

課題等もみられるようなので、今回の結果を参考にまた取り組んでいきたいと思えます。次に、「大分教育事務所訪問について」説明をします。

(学校教育課長)

今年度の大分事務所訪問ですが、大分事務所管内4市の中で臼杵市が今年度1番最初にすること、5月に事務所訪問が行われました。事務所長をはじめ、大分教育事務所が各学校に指導したことをまとめました。まず、授業についての事務所からの指導です。

1. ねらいの書き方

ねらいは授業の目標ですが、「～を～を通して～できるようにする」と必ず3文節で書くということが、まだ各学校できていないということを厳しく言っていました。この授業のねらいが適切に書ければ授業が構築できるということでねらいの指導がありました。

2. 「めあて」、「課題」、「まとめ」、「振り返り」について

おおきく分けて4つになりますが、「めあて」、「振り返り」については、「個」で考えてほしいということです。一斉授業をするため、同じめあてになりますが、児童生徒それぞれが自分のめあてを持って、自分としてはこんな学びがあったという振り返りをしてほしいとの指導をしていました。

また、「課題」と「まとめ」については、学級の仲間等と疑問を共有して共に課題解決をしていく取り組みをしてほしいという指導でした。

3. 本年度の「39チェックシート」の重点項目について

今年度臼杵市は、「特別な支援が必要な児童生徒の配慮事項を必ず記載してください。」という指導をし、各学校が書いてくれています。その書き方について、ねらいと同じように、支援が必要な児童生徒への配慮事項も、「～を～することで～できるようにする」というように、全体の生徒と同じような書き方をすると効果的ではないかという指導がありました。

4. その他（学校経営に対する指導）

- (1) 臼杵市が示す方針と学校経営方針、学級経営方針、教職員個人の目標、さらには児童生徒の目標も連動させてほしい。
- (2) 学力、体力、児童生徒それぞれのプランを、学校経営と連動させてほしい。
- (3) 教務主任を活用してほしい。
- (5) 教師と児童生徒との信頼関係を大切にしてほしい。
- (6) 学校・家庭・地域との信頼関係を大切にほしい。

という指導がありました。教育委員の皆さんに参考にしてもらえればと思い、報告をさせていただきました。

(教育長)

教育事務所の学校訪問について説明がありました。指摘もあったようですが、これについて質疑等がありましたらお願いします。

(安東委員)

「4. その他」については、その通りだと思います。学校評価の4点セットについては、学校の喫緊の課題をシンプルに書けという指導があつているので、例えば、学力のところでアクションプランとの連動はしなければならないと思いますが、県教委が示す4点セットの書き方を全て臼杵市のアクションプランや指導方針を取り込めとなるとそれこそ同じようなものになってしまうので、学校の喫緊の課題を書くということは非常に大事だと思っています。全て鵜呑みにすると、全ての学校が同じような4点セットになるような気がして気になりましたが、市の指導方針に従わないということではなくて、臼杵市は臼杵市として指導を受けながら、一番大事なポイントを押さえていくということが大事かと思っています。学校の重点課題をシンプルに書いていくというのは、県も指導していることですが、このままいくと同じようなものになりかねないという感じがしました。

(教育長)

県は県で指導があると思いますが、安東委員の言われるように臼杵市としての取り組みがあるので、そこをしっかりと押さえていきたいと思っています。

5. 教育予算等について

(教育長)

委員の皆様から、教育予算に関して何か要望等ございませんか。

(垂井委員)

先程、甲斐次長より力強い発言がありましたので、是非早めに小学校のエアコンの設置をしてあげてください。消費税の問題もありますので、できるだけ早くお願いしたいと思いません。

(教育次長兼教育総務課長)

今のところ6月末に完了予定です。喫緊の校長会で、小中学校含めたエアコンの運用指標を示して、完成したら直ちに運用できるようにしたいと思います。

(安東委員)

今日、県の肉付け予算が出ていましたが、県教委としては公立高校の見直しということで夢プランのようなもので出していました。教育長が冒頭言われた、小規模校でICTの活用をしたというのは僕も興味があります。今推進していただいているが、iPad等の整備

を引き続きお願いできればと思います。

(教育長)

教育に対する予算は、わりと今つけていただいています。効果的に使えるように整備したいと思います。

(垂井委員)

ここで言うべきことではないかもしれませんが、SNSによる犯罪がとても気になります。大分市の学校の話を知ると、夏休み前のPTAでSNSに詳しい人を呼んで、SNSは非常に便利だが、間違った使い方をすると凶器になるということをお子と、親に認識させるということで、PTAを活用して講師を招いてきちんと子供たちに伝えるということをしているとのこと。都市の学校等でもしているということをお聞きますので、学校事情は色々あると思いますが、PTAが働きかけて詳しい人を呼んで、SNSの便利さと怖さを、子供と親に周知徹底させることも教育委員会が働きかけていくというときにもなっているのかなと感じます。したがって講師を呼ぶ予算を、教育委員会でもってあげるのもどうかと思います。

(教育長)

今、低学年から色々使っているみたいですが、学校側がどこまで把握しているか等調査も必要かだと思います。その上で、垂井委員が言われるように、教育委員会としてやるべきことを考えたいと思います。

(安東委員)

情報提供です。垂井委員が言われるように夏休み前が一番効果的ですが、早めに予約をしないと、なかなか講師が見つかりません。去年は社会教育課の紹介で、NTTドコモの教育センターのような方が来てくれました。その前は、県教委に詳しい方が何度か呼びましたが、無償だったと思います。期末のPTAの日程が同じ時期のため、講師の競合が起こって、1学期は無理となることも多いので早いほうがよいと思います。

(渡辺委員)

一度傷つけてしまったこととか、書いた言葉は元には戻らないということで、入れ墨に掛けて、一度したことは消えないという意味合いのドラマがあっているのを見ました。

県外の学校の運動会に行ったとき、その学校は全館冷暖房完備で、お昼は冷房の効いた教室を全部解放してくれていました。そこでびっくりしたのは、黒板に全部カーテンが閉まっていたことです。黒板の粉が飛ばないようにしているそうです。そこまで配慮していることにびっくりしました。もうひとつは、近年の暑さでその日も35度を超えました。すると、

「午後の競技は全部カットします」と親に連絡がありました。その後、放送で、「35度を超えたため午後のプログラムは中止します。1時から閉会式だけをします。」とアナウンスがあり、閉会式をして終了となりました。何日か前に、新聞等で午後のプログラムを中止したという記事を見ましたが、現実になくなって、「そこまでなったのだなあ」とびっくりしました。臼杵は秋の運動会ですが、もしそういう状況になった時に、勇気ある決断も必要かなと思います。近年の暑さに対する対応も考えていかなければならないと思いました。

(教育長)

ありがとうございます。気候も天候も変わって、5月にこの暑さなので秋も心配です。しっかり対応を図っていきたいと思います。

(垂井委員)

こんなに暑くなると、プールのコンクリートで足を焼いてしまうということも全くないとは言えないので、暑さ対策を早めをお願いします。

(教育長)

はい。ありがとうございます。

6. その他

(教育長)

続きまして、「6. その他」に移ります。「学校給食における食物アレルギー対応について」を学校給食課より説明します。

(学校給食課長)

「臼杵市における食物アレルギー対応について」ということで、臼杵市の学校給食は、ご存知のようにアレルギー食の対応を行っております。実は、全国の自治体ではアレルギー食の対応を行っていない自治体もあり、対応できないためお弁当を持ってきてもらうようになっています。それが一番安全ですが、「みんなで給食を食べる、教育の一環としてなるべく一緒に食べさせたい。」という思いで、できる限り対応を行っております。それもあり、移住者の方から、臼杵市はアレルギー対応がとても親切だという声もいただいております、それで臼杵にお越しになっている方もいます。対応できる限り対応しましょうということで長年やってきた結果、対応が必要な食材が30を超えています。昨年度対象者は、臼杵センターと野津センターを合わせて67名いました。一番大事なのは子供の安全、命なので、対応できるところは対応しますが、ある程度でセーブをしないと、これ以上食材が増えた場合、調理過程の混乱もありますし、学校現場で配膳するときの混乱もさらに起こることになります。今まで対応は、文科省と大分県のマニュアルに沿ってしていましたが、今年度4月に、

臼杵市独自でマニュアルを作成しました。それと、臼杵給食センター、野津給食センター共に、アレルギー調理室という専用の別室はありません。このような状況で行っているので、例えば小麦粉がダメな子に対して、小麦粉を調理している同じ部屋の片隅で作っており、空気感染まで臼杵の施設は防げないというのが現状です。その旨、保護者の方には説明していますが、実際このような人数と、食材に対応している状況です。事故が起これないためにどうすればよいかということで、整備をしていきたいとは考えています。今すぐという話ではありませんが、これだけ種類が増えると、色々なパターンがどんどん増えます。パターンが増えることによって、ヒューマンエラーが起きるのではないかとということが心配です。事故が起これないように万全を期していますが、これ以上になると一度整理をしたいと考えており、まず現状をお知らせしたいと思い、今日お話ししました。

(教育長)

今説明がありました。食物アレルギーに対して、臼杵市は色々手厚い対応をしていますが、現状を皆さんにもう少し知っていただく必要があるのではないかとということで、今、委員の皆さんに説明しました。それだけでなく、例えば保護者の方にもこれだけ大変だということと、一番大事なのは子供の命なのでそこに関わることにに対して理解をしていただきたい、できるだけ皆に知っていただきたいということです。これだけの種類を対応しているので、アレルギーのない子は食べたいかもしれませんが、人数の多いエビ等はできるだけ使わないようにしています。そのような現実を知っていただきたく説明をさせていただきました。意見等がありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

その他、これ以外で意見等ありましたらお願いします。

(意見なし)

(教育長)

これもちまして、5月定例教育委員会を閉会します。

会議録署名委員

会議録署名委員

会議録作成者
